

精子の凍結保存と融解に関する説明書

精子の凍結保存とは、

人工授精あるいは体外受精（顕微授精）による治療において、何らかの理由により当日の採取が困難な場合に、あらかじめ精子を凍結保存し、必要に応じて融解して治療に用いることができます。

1) 目的

妊娠を目指すための不妊治療で、人工授精あるいは体外受精（顕微授精）のために精子を事前に保存することを目的とします。

2) 対象となる方（適応）

- ・人工授精や体外受精（顕微授精）の際に当日精子採取が困難な場合
- ・乏精子症や精子無力症と診断された方で、体外受精（顕微授精）に備えて十分な精子量を確保しておきたい場合

3) 凍結、融解の方法

精液と凍結保護剤を含む溶液をゆっくりと混和した後、徐々に冷却し、最終的に -196°C の液体窒素内に保存します。精子の融解は、液体窒素から取り出した精子を 37°C に温めて行います。融解後の精子は、培養液で洗浄後、人工授精や体外受精（顕微授精）の治療に用います。

4) 精子の凍結保存のリスク

- ・凍結保存時の精子の状態によって、融解後に生存率が低く、治療に用いることができない場合があります。また、融解時の精液の所見により顕微授精が必要となる場合があります。
- ・凍結精子により生まれた児の先天異常、身体的・精神的発達は、新鮮精子により生まれた児と変わらないと報告されています。ただし、長期予後観察を行っている段階のため、未だ不明な点があります。

5) 保存期間および凍結精子に関わる当院の規定

- ① 凍結精子の保存期間は原則として1年間とします（凍結日を起点とし、1年後の月末まで。例：2025年8月10日に凍結開始の場合、2026年8月30日までが保存期間です）。継続希望の方は更新手続きが必要です。更新手続きが完了せず保存期間を過ぎた場合は、凍結精子の所有権を放棄したものとみなし、凍結精子の処分権は、当院に帰属し当院の責任において破棄いたしますのでご注意ください。
- ② 次のいずれかに該当する場合は、その時点で廃棄致します
 - 1 精子凍結を行った者に次の事情が生じた場合。なお、当該事情が生じた場合、保存の依頼は終了するものとしますので、速やかに当院にご連絡ください。
 - a) 精子凍結を行った者が死亡した場合（当院へ速やかにご連絡ください）
 - b) 精子凍結を行った者が行方不明、または意思表示できない心身の状況になった場合（当院へ速やかにご連絡ください）
 - 2 転居などにより連絡が取れない場合（連絡先が変更になる場合は、当院へ必ずご連絡ください）
 - 3 凍結精子保存期間満了日までに更新手続きが完了しなかった場合
- ③ 凍結精子を他人に譲渡し、第三者に使用することは出来ません。万一、精子の凍結中に災害（地震、火災など）などの不可抗力の事由により保存精子の劣化や破壊が発生した場合や盗難に遭った場合には速やかに連絡いた

します。当院の責めに帰すべき事由によって凍結精子が使用不可となった場合に当院が賠償責任を負い、また何らかの事由により当院が閉院あるいは診療困難となった場合は然るべき施設に凍結精子を委託します。

6) 代替手段

人工授精あるいは体外受精（顕微授精）に新鮮精子を使用することができます。

7) 費用

別紙料金表を参照してください。

8) カウンセリング

当院では医師だけでなく、希望に応じて、不妊カウンセリング学会認定の不妊カウンセラーと個別相談、カウンセリングを実施しています。現在受けている治療に不安がある、悩みを聞いてもらいたいなど、どんな内容でも構いませんので、お気軽に利用してください。

9) 日本産科婦人科学会への報告義務

医療機関が保険診療を行うためには、本治療の詳細（用いた卵巣刺激法、採卵数、受精卵数など）を症例毎に日本産科婦人科学会へ報告する義務があります。患者様の個人情報、個人情報保護法及びプライバシーの保護・管理に十分配慮したうえで、当院でデータを管理させていただきます

10) 本説明書に関わる同意書の提出について

本説明書に関わる同意書は本治療を実施する毎にその都度、提出が必要です。

東京 ART クリニック

精子の凍結保存と融解に関する同意書

私は、医師やスタッフからの説明と文書によって下記の事項について十分理解し、納得した上で、今後の不妊治療のために貴院にて精子を凍結保存することを希望します。

- 精子凍結の具体的方法はどのようなものか。
- 精子の凍結保存のリスクについて。
- 精子の凍結保存期間と凍結保存更新手続きが必要であることについて。
- 精子の凍結保存に関わる当院の規定について（廃棄に関する規定）。
- 代替手段について。
- 精子の凍結保存にかかる費用について（別紙料金表参照）。
- カウンセリングについて。
- 日本産科婦人科学会への報告義務について。

以下の場合には、私の意思に関係なく凍結精子が廃棄されることを了承します。

- 精子凍結した者が死亡した場合。
- 凍結保存期限までに意思表示がなく、精子凍結した者の連絡先が不明となり、連絡が取れない場合。
- 精子凍結した者から特別な申し出がなく、精子の凍結保存期間満了日から経過した場合。
- 不可抗力による災害・事故等のため、精子が損傷・滅失した場合。

<注意事項>

- ① この同意書の提出がない場合は、精子の凍結保存を行うことはできません。
- ② この同意書は今回の精子の凍結保存用です。
今回の治療後に、再び同じ治療を希望する場合、その都度、同意書の提出が必要です。
- ③ 凍結精子を他人に譲渡し、第3者に使用することは出来ません。
- ④ 精子の凍結保存期間中に災害（天災、火災など）や不慮の事故が起こった場合、精子の損傷・紛失が生じる可能性があります。また、当院が閉院した場合は然るべき施設に委託します。
- ⑤ この同意書を提出後も、治療開始前あるいは開始後であっても、いつでも自由に同意を取り消すことができます。また、医師が継続困難と判断すれば、ただちに治療が中止されます。
- ⑥ 今回ご説明した凍結保存は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ⑦ 患者様の個人情報は、個人情報保護法及びプライバシーの保護・管理に十分配慮したうえで、当院でデータ管理し、日本産科婦人科学会へ報告する義務があります。

説明責任者 東京 ART クリニック 院長 小川 誠司
説明年月日 年 月 日 説明者 _____
同意年月日 年 月 日
住 所 : _____

ご本人（診察券番号）： _____ 氏名（自署）： _____

患者様控えは、大切に保管して下さい。